



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商

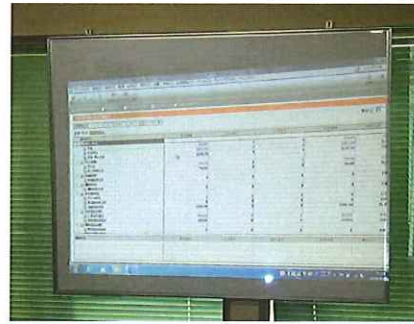
NO.340 村上市仲間町334  
 村上民主商工会  
 ☎75-5272 FAX62-7392

## 第5回簿記教室を開催

9日、最終回となる簿記教室を開催、4名が参加しました。

今回は、プロジェクターを使い、「弥生会計」のソフト画面をホワイトボードに映し出し、パソコンで操作しながら説明していききました。振替伝票での基本的な入力の仕方や10月からの増税に伴った税区分選択の注意点、経営分析などを学習しました。参加者は「面倒だね」「経営分析の考え方までは分からなかったので、勉強できて良かった」と話していました。

帳面を付けて決算書を作ることは、今の商売の状況を数字で把握できる、経営方針を決めていくことも大切になるので、これから様々な学習会を行っていきましよう、この簿記教室全5回を終了しました。



弥生会計の画面を  
 ホワイトボードに  
 映しました →

画面を見ながら学習を  
 しています ↓



## 10月なんでも相談会

日時 10月25日(水) 午後2時から  
 場所 民商事務所

- ◇ 記帳・経営・会社設立
- ◇ 国保税
- ◇ 労災保険・社会保険
- ◇ 消費税

※相談希望の方は、  
 事前に民商へ予約をお願いします。

困ったら放置せずに民商へ



## 消費税申告は注意が必要です!

来年の消費税申告は、10月からの消費税増税と複数税率の関係で大変複雑になります。

経費で従業員の飲み物や弁当など8%になるものは、※印や色分けなどをし、帳面に記入しておきましょう。

弥生会計で入力している場合は、税区分の選択が必要になります。

8%の売上や経費が出てきた場合は「課税売上8%(軽)」や「課税仕入8%(軽)」という項目をその都度選べ入力しましょう。

## 控除証明書等は大切に保管を

### 確定申告や年末調整で使います

加入している生命保険会社等から証明書が届きはじめてきています。年末調整や確定申告に必要な証明となりますので、紛失しないよう保管しておいてください。

### ◆生命保険料控除証明書

### ◆地震保険料控除証明書



## 日頃の記帳は進んでいますか?

早いもので10月に入り今年もあとわずかとなりました。申告時期にあわてないよう、日頃から記帳や領収書等の整理をしておきましょう。レシートなどがない場合は、入出金伝票などを使用し自分で記録しておくようにしましょう。これらは大切な資料となるものです。

## 11月の無料法律相談

日時 11月19日(火)  
 午前10時30分から

会場 村上民商事務所  
 新潟中央法律事務所  
 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 11月15日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
 事務局まで連絡を。